（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

2　平成二十八年度における保険者別前期高齢者加入率は、第十五条において読み替えて準用する第十条第二項の規定にかかわらず、同年度における当該保険者に係る前期高齢者である加入者の数を、同年度における全ての保険者に係る加入者の数で除して得た率（その率が下限割合に満たないときは、下限割合とする。）とする。

（補正後前期高齢者加入率の算定方法）

第五条　附則第三条第二項に規定する補正後前期高齢者加入率は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計を、附則第七条に規定する補正後加入者数で除して得た率とする。

一　平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者である加入者の数から次号イに掲げる数を控除して得た数

二　当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数にロに掲げる割合を乗じて得た数

イ　平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者である加入者のうち特定加入者（法附則第十三条の四第一項第二号イに規定する特定加入者をいう。以下同じ。）である者の数

ロ　法附則第十三条の四第一項第二号ニに規定する政令で定める割合

（補正後確定後期高齢者支援金の算定に係る補正後加入者一人当たり負担額の算定方法）

第六条　法附則第十四条の三第一項第一号に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者数の総数で除して得た額（附則第十三条第一項第三号において「補正後加入者一人当たり負担額」という。）は、法附則第十四条の三第二項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者数の総数で除して得た額を基礎として、あらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、平成二十八年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から同年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。

（補正後加入者数の算定方法）

第七条　法附則第十四条の三第一項第一号に規定する平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者数は、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数との合計数とする。

一　平成二十八年度における当該保険者に係る加入者の数から次号イに掲げる数を控除して得た数

二　イに掲げる数にロに掲げる割合を乗じて得た数

イ　平成二十八年度における当該保険者に係る特定加入者である者の数

ロ　法附則第十三条の四第一項第二号ロに規定する政令で定める割合

（全ての被用者保険等保険者に係る加入者の総数の算定方法）

第八条　法附則第十四条の三第二項に規定する平成二十八年度における全ての被用者保険等保険者に係る加入者の総数は、全ての被用者保険等保険者に係る平成二十八年度における加入者数の総数とする。

（調整前補正後確定後期高齢者支援金の算定に係る補正後加入者一人当たり負担額の算定方法）

第九条　法附則第十四条の三第一項第一号に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者数の総数で除して得た額は、法附則第十四条の三第二項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る補正後加入者数の総数で除して得た額を基礎として、あらかじめ厚生労働大臣が定める額とする。ただし、平成二十八年度の四月二日以降に新たに設立された保険者については、当該設立の日から同年度の三月三十一日までの間の日数に応じて算定した額とする。